

平成29年度千葉県障害者eラーニング事業提案募集について

千葉県では、障害者に対するeラーニング（インターネットを活用した教育訓練手法）による職業能力開発を実施するため、事業の委託先をプロポーザル方式により募集しています。

受託しようとする事業者、団体は、以下の内容により提案してください。

1. 事業の目的

職業能力開発施設等への通所が困難な重度障害者等に対して、eラーニングによるIT技能付与の機会を提供し、就労の機会及び職域の拡大を図り、重度障害者の自立を促進する。

2. 委託先

受講生の雇用・就業機会の確保を図るため次の機関とする。

(1) 在宅就業支援団体（障害者雇用促進法第74条の3に定める法人）

(2) 上記(1)でない場合

①在宅就業支援団体と訪問指導等を提携及び共同して実施する機関

②その他の障害者の在宅就業を支援する機関と訪問指導等を提携及び共同して実施する機関

③障害者の在宅就業等に関する支援の実績がある機関

3. 委託内容

(1) 訓練受講希望者の募集

幅広く募集活動を行い、定員確保に努めること。

(2) IT関連分野（Webページ作成、表計算ソフト・データベースソフト等のアプリケーションソフトによる処理技術、プログラミング技術など）の教育訓練をeラーニングにより実施

①障害者の雇用・就業が可能な水準のeラーニングコンテンツであり、基礎的・入門的な内容ではなく、企業が求めるスキルが習得可能な内容であるとともに、ビジネスマナー等の一般就労に必要な職業能力付与を併せて行うこと。

②汎用eラーニングコンテンツ又は受託者のオリジナルeラーニングコンテンツを使用すること。

③eラーニングコンテンツの受講可能期間は、平成29年10月からの4ヶ月間を予定しており、実質見込学習時間（訓練受講生の自習を含んだ時間）の合計は、最低320時間以上はあること。

(3) eラーニングコンテンツに組み込まれたLMS(学習管理システム)のほかに、
受講生のサポートの実施

①LMS以外に受託生の指導の任にあたる指導者からのeメール等によるサポートを行うこと。

②Web上での課題提出・添削指導の実施及びバーチャル・ホームルーム、BBS(電子掲示板)、ラーニング・コミュニティを設置するなど、受講生の学習意欲の維持・向上に努めること。

(4) 受講生宅への訪問指導等の実施

① 訪問指導等は次のアとイのいずれにも該当する内容とすること。

ア. 自学自習形態のeラーニングの補完

イ. 就職支援

受講生の雇用・就業に向けた就職指導の実施及び雇用・就業機会の確保の実施

② 実施に当たっては、次の点に留意すること。

ア. 原則として、期間中4回以上の訪問指導を実施すること。

イ. 原則として、指導時間は、1回につき60分以上とすること。

ウ. 訪問指導は、受講生の希望により一部又は全部を行わないことができるが、この場合は委託料の減額があること。

(5) 訓練終了後の就労支援等の実施

訓練修了生の雇用・就業機会の確保に努めること。

※なお、(4)(5)について、委託先機関が上記2(2)の場合は提携・共同した団体等へ再委託して行うことができることとする。

4. 受講対象者

次の①から③のいずれにも該当する者

①公共職業安定所に求職登録し、職業安定所長より受講推薦を受け、就労の意志と意欲があり、職業能力開発施設等への通所が困難な重度障害者等

②自宅に、インターネットに常時接続可能なパソコン等を有し、パソコンの基本操作、ホームページの閲覧及びeメールでの通信方法を習得しており、eラーニングでの講習が可能な状態にある者

③eラーニングを受講することによって、雇用・就業が可能な水準のIT技能を習得することが見込める者

5. 受講(可能)期間

平成29年10月から4か月間

6. 受講人員

5名

7. 見積額

受講生1人につき240,000円以内の単価に、受講人員5名を乗じ、消費税を加算したものを合計見積額とすること。

- ・受講生1人当たり単価の内訳は、eラーニングコンテンツ費、管理事務費、訪問指導費の3項目とすること。
- ・なお、委託契約においては、受講生の都合による受講の取りやめがあった場合、eラーニングコンテンツ費は変更しないが、管理事務費、訪問指導費は実績により減額があること。
- ・訪問指導等を在宅就業支援団体等に再委託した場合の経費は、書面により約定した上で、委託先が再委託先に支払うことができることとする。

8. 提案書

別添様式によること

9. 提出・問い合わせ先

〒266-0014 千葉県緑区大金沢町470

千葉県立障害者高等技術専門校

電話番号：043-291-7744 (FAX:043-291-7745)

担当：相談支援課 高瀬 浩司 (k.tks11@pref.chiba.lg.jp)

10. 提出期限

平成29年5月26日(金)までに持参すること。

ただし事前に問い合わせ先に連絡をすること。

11. 委託先の選定

提案書及びプレゼンテーションに基づき、審査会、採点表による評価を実施し、基準を満たした1者の委託先が選定されます。

①書類審査

提案書に基づき、応募要件や内容を審査します。

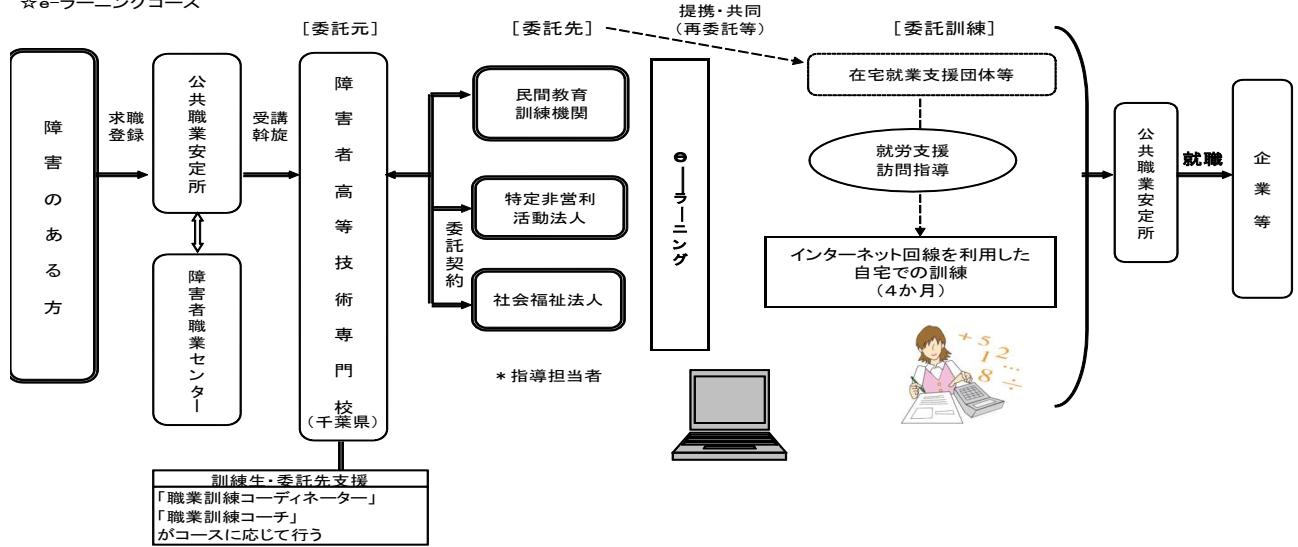
②プレゼンテーション審査

- ・応募団体によるプレゼンテーション(事業説明・質疑応答等)を実施します。
- ・日程は下記を予定していますが、詳細は別途お知らせします。

日時 平成29年6月20日(火)

障害者委託訓練事業スキーム

☆e-ラーニングコース



参考 < 障害者 e-ラーニング事業フロー図 >

